

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年9月7日提出
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ＭＡＸＩＳナスダック１００上場投信（為替ヘッジあり）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年3月7日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について有価証券報告書の提出に伴う関係情報の更新等および申込受付不可日の変更に伴う所要の変更を行うため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前> および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（３）【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）	
お申込金 ↓ ↑ 解約代金等	
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い等を行います。
お申込金 ↓ ↑ 解約代金等	
受託会社（受託者） 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト 信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱ＵＦＪ国際投信株式会社 信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。
信託財産の保管・管理等を行います。	
投資 ↓ ↑ 損益	
マザーファンド	
投資 ↓ ↑ 損益	
有価証券等	

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「上場投資信託の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い等に係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2021年12月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月
2004年10月

東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、
商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更

2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三
菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式 会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

< 訂正後 >

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）

お申込金 ↓ ↑ 解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い等を行います。
------	----------------------

お申込金 ↓ ↑ 解約代金等

受託会社（受託者） 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト 信託銀行株式会社）
信託財産の保管・管理等を行います。

委託会社（委託者） 三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

投資 ↓ ↑ 損益

マザーファンド

投資 ↓ ↑ 損益

有価証券等

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「上場投資信託の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い等に係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2022年6月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に变更

2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、
商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に變更

2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三
菱ＵＦＪ国際投信株式会社に變更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式 会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

3【投資リスク】

< 更新後 >

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動 リスク	一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。
為替変動 リスク	組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。
信用リスク	組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。
流動性 リスク	有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

留意事項

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

- ・ファンドは、換金時期に制限がありますのでご注意ください。
- ・ファンドは、NASDAQ 100 指数（円ヘッジ・円換算ベース）の動きに連動することをめざして運用を行います。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比の違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因により乖離を生じることがあります。
- ・ファンドは金融商品取引所に上場され取引が行われますが、金融商品取引所における市場価格はファンドの需給などによって決まり、時間とともに変化します。このため、ファンドの市場価格は基準価額に必ずしも一致せず、またその差異の程度については予測できません。
- ・コンピューター関係の不慮の出来事に起因する取引上のリスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、運用管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

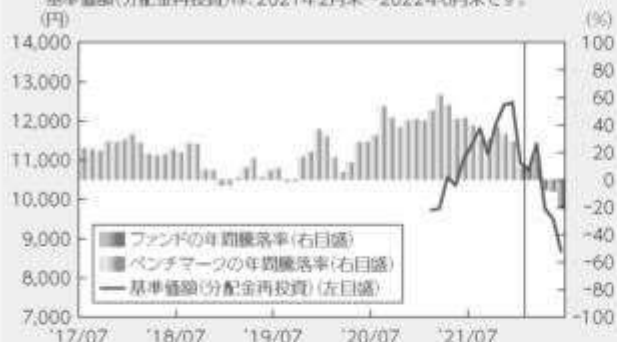
* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

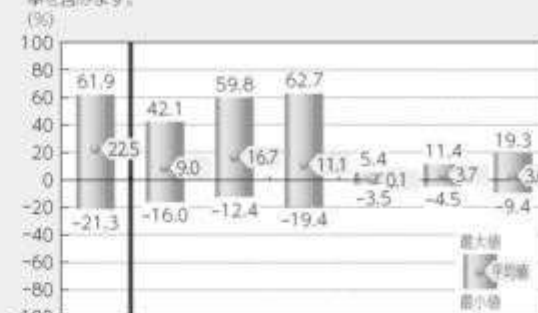
ファンドの年間騰落率は、2022年2月～2022年6月です。
ベンチマークの年間騰落率は、2017年7月～2022年1月です。
基準価額(分配金再投資)は、2021年2月末～2022年6月末です。



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年7月末～2022年6月末)

ファンドの年間騰落率はベンチマーク(2022年1月以前)の年間騰落率を含みます。



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。

・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ベンチマークの年間騰落率は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン/GBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガン/GBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

１．受益権の売却時

売却価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得として課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

２．収益分配金の受取り時

収益分配金は配当所得として課税されます。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。

なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

３．受益権の解約時および償還時

上記１．と同様の取扱いとなります。

売却時、解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限り、）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

上場証券投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設する（ETFの配当金の受取方法については、非課税口座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。）など、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

１．受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、譲渡益について、他の法人所得と合算して課税されます。

２．収益分配金の受取り時

15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

３．受益権の解約時および償還時

源泉徴収はありません。上記１．と同様の取扱いとなります。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2021年12月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

１．受益権の売却時

売却価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得として課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

2. 収益分配金の受取り時

収益分配金は配当所得として課税されます。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。

なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

3. 受益権の解約時および償還時

上記1.と同様の取扱いとなります。

売却時、解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限りです。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

上場証券投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設する（ETFの配当金の受取方法については、非課税口座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。）など、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

1. 受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、譲渡益について、他の法人所得と合算して課税されます。

2. 収益分配金の受取り時

15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

3. 受益権の解約時および償還時

源泉徴収はありません。上記1.と同様の取扱いとなります。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2022年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【MAXISナスダック100上場投信（為替ヘッジあり）】

（1）【投資状況】

令和 4年 6月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	5,849,353,240	107.33
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	399,670,606	7.33
純資産総額		5,449,682,634	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位３０銘柄

令和４年６月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	NASDAQ100インデックスマ ザーファンド	4,934,913,727	1.2553	6,194,797,202	1.1853	5,849,353,240	107.33

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和４年６月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	107.33
合計	107.33

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年6月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1口当たりの純資産価額)		東京証券取引所 取引価格
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第1計算期間末日 (令和 3年 6月 8日)	1,995,250,895	1,996,014,895	10,446	10,450	10,470
第2計算期間末日 (令和 3年12月 8日)	5,856,338,391	5,861,084,391	12,340	12,350	12,400
第3計算期間末日 (令和 4年 6月 8日)	6,826,177,311	6,841,983,277	9,501	9,523	9,468
令和 3年 6月末日	3,000,381,897	—	11,031	—	11,050
7月末日	1,161,104,644	—	11,383	—	11,210
8月末日	2,007,272,240	—	11,807	—	11,860

9月末日	3,344,958,380	—	11,150	—	11,240
10月末日	4,619,943,437	—	11,935	—	11,830
11月末日	6,346,909,094	—	12,406	—	12,335
12月末日	8,129,569,737	—	12,457	—	12,440
令和 4年 1月末日	10,254,567,676	—	10,914	—	10,955
2月末日	9,107,155,915	—	10,720	—	10,485
3月末日	7,312,158,327	—	11,410	—	11,460
4月末日	7,023,992,328	—	9,752	—	9,892
5月末日	7,320,840,144	—	9,502	—	9,542
6月末日	5,449,682,634	—	8,658	—	8,584

【分配の推移】

	1口当たりの分配金
第1計算期間	4円00銭
第2計算期間	10円00銭
第3計算期間	22円00銭

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	4.50
第2計算期間	18.22
第3計算期間	22.82

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	289,000	98,000	191,000
第2計算期間	778,500	494,900	474,600
第3計算期間	2,389,300	2,145,447	718,453

（参考）

NASDAQ100インデックスマザーファンド

投資状況

令和 4年 6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
株式	アメリカ	63,124,255,179	98.43
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	1,005,894,897	1.57
純資産総額		64,130,150,076	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

令和 4年 6月30日現在

（単位：円）

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	1,246,382,186	1.94

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年 6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	419,275	21,607.44	9,059,461,525	19,029.95	7,978,784,970	12.44
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	193,743	39,040.06	7,563,738,514	35,572.33	6,891,891,249	10.75
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	263,567	18,728.02	4,936,088,743	14,887.18	3,923,770,847	6.12
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	26,838	120,499.76	3,233,972,634	93,690.03	2,514,453,283	3.92
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	8,118	343,209.96	2,786,178,518	306,864.36	2,491,124,943	3.88
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	7,791	343,150.66	2,673,486,796	305,347.22	2,378,960,194	3.71
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	88,965	38,084.63	3,388,199,154	22,407.31	1,993,467,153	3.11
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	91,141	29,708.53	2,707,665,696	21,242.80	1,936,090,545	3.02
アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	59,425	23,256.48	1,382,016,553	22,788.65	1,354,215,907	2.11
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	食品・生活必需品小売り	19,049	65,689.43	1,251,318,004	64,217.73	1,223,283,562	1.91
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	17,547	74,109.95	1,300,407,425	67,029.23	1,176,162,053	1.83

アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	177,970	7,494.04	1,333,716,031	5,860.83	1,043,053,410	1.63
アメリカ	株式	COMCAST CORP-CLASS A	メディア・娯楽	191,873	6,628.97	1,271,922,279	5,375.62	1,031,437,180	1.61
アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア・サービス	20,307	66,321.37	1,346,788,162	50,366.57	1,022,794,140	1.59
アメリカ	株式	T-MOBILE US INC	電気通信サービス	53,877	15,067.42	811,787,759	18,365.69	989,488,366	1.54
アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	175,737	6,756.01	1,187,281,238	5,096.79	895,695,850	1.40
アメリカ	株式	QUALCOMM INC	半導体・半導体製造装置	48,135	21,979.58	1,057,987,321	17,799.83	856,795,125	1.34
アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体・半導体製造装置	39,631	23,656.61	937,535,238	20,881.97	827,573,369	1.29
アメリカ	株式	AMGEN INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	22,959	31,149.37	715,158,432	33,545.37	770,168,205	1.20
アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半導体製造装置	69,646	14,597.15	1,016,633,662	10,659.67	742,403,600	1.16
アメリカ	株式	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	資本財	29,299	27,286.15	799,456,963	23,672.97	693,594,524	1.08
アメリカ	株式	INTUIT INC	ソフトウェア・サービス	12,123	67,579.07	819,261,161	53,258.72	645,655,569	1.01
アメリカ	株式	AUTOMATIC DATA PROCESSING	ソフトウェア・サービス	17,980	29,372.42	528,116,216	29,002.12	521,458,283	0.81
アメリカ	株式	STARBUCKS CORP	消費者サービス	49,291	12,731.09	627,528,217	10,446.45	514,916,085	0.80
アメリカ	株式	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	食品・飲料・タバコ	59,478	9,053.34	538,474,642	8,480.99	504,432,561	0.79
アメリカ	株式	PAYPAL HOLDINGS INC	ソフトウェア・サービス	49,863	19,652.75	979,945,376	9,768.51	487,087,693	0.76
アメリカ	株式	APPLIED MATERIALS INC	半導体・半導体製造装置	37,344	17,773.86	663,747,297	12,566.35	469,278,118	0.73
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	19,094	47,084.62	899,033,913	24,378.24	465,478,206	0.73
アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	53,908	9,196.77	495,779,917	8,539.76	460,361,727	0.72
アメリカ	株式	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	メディア・娯楽	7,214	75,857.40	547,235,284	63,397.65	457,350,656	0.71

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 4年 6月30日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式	資本財	1.61
	商業・専門サービス	0.84
	運輸	0.84

自動車・自動車部品	4.19
耐久消費財・アパレル	0.32
消費者サービス	2.22
メディア・娯楽	15.48
小売	8.14
食品・生活必需品小売り	2.23
食品・飲料・タバコ	4.24
ヘルスケア機器・サービス	1.39
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.89
ソフトウェア・サービス	20.51
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	14.07
電気通信サービス	1.54
公益事業	1.37
半導体・半導体製造装置	14.54
小計	98.43
合計	98.43

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

令和 4年 6月30日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額（円）	評価金額	評価金額（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	NQ EMINI2209	買建	39	アメリカドル	9,094,691.9	1,243,062,488	9,118,980	1,246,382,186	1.94

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

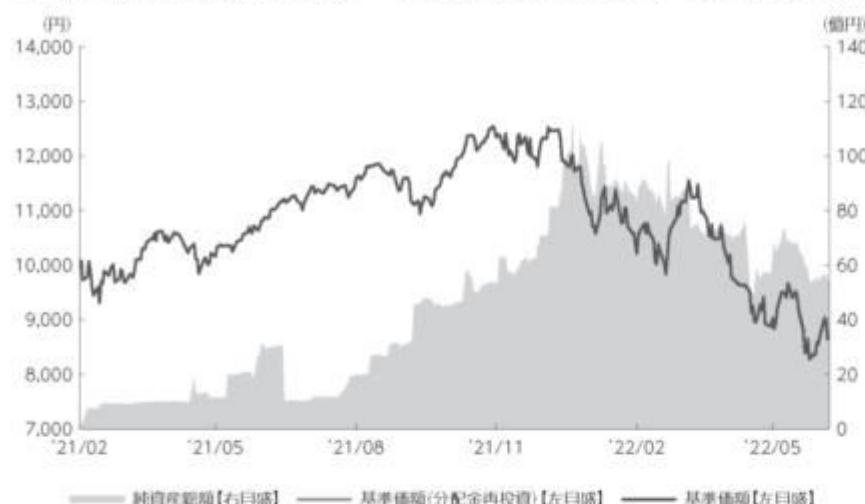
参考情報



運用実績

2022年6月30日現在

■基準価額・純資産の推移 2021年2月24日(設定日)～2022年6月30日



- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000(当初元本1口当たり)を起点として表示
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	8,658円
純資産総額	54.4億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2022年 6月	22円
2021年 12月	10円
2021年 6月	4円
設定来累計	36円

●分配金は1口当たり、税引前

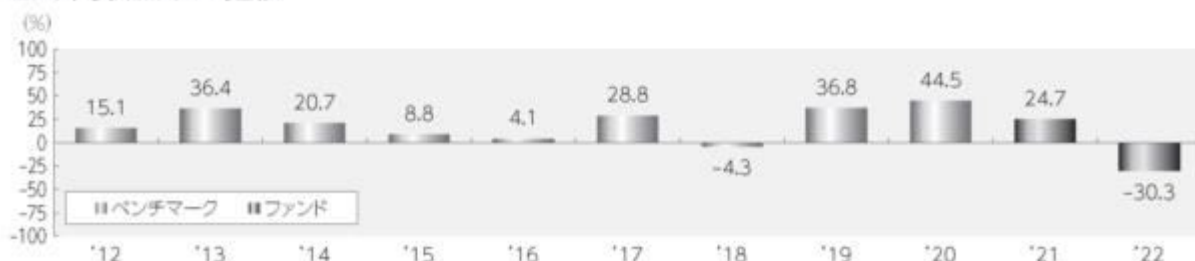
■主要な資産の状況

組入上位銘柄	業種	国・地域	比率
1 APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	アメリカ	13.4%
2 MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	アメリカ	11.5%
3 AMAZON.COM INC	小売	アメリカ	6.6%
4 TESLA INC	自動車・自動車部品	アメリカ	4.2%
5 ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	アメリカ	4.2%
6 ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	アメリカ	4.0%
7 META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	アメリカ	3.3%
8 NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	アメリカ	3.2%
9 PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	アメリカ	2.3%
10 COSTCO WHOLESALE CORP	食品・生活必需品小売り	アメリカ	2.0%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引（買建）	2.1%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2021年は設定日から年末までの、2022年は年初から6月30日までの収益率を表示
- 2020年以前は対象指数(ベンチマーク)の年間収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
 ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

申込みの受付

原則、取得申込受付日の午後４時までに受け付けた取得申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該取得申込受付日の申込みとします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ただし、以下に定める日には取得申込みができません。

- 1．N A S D A Qの休業日
 - 2．計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の6営業日前から起算して6営業日以内）
 - 3．この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
 - 4．1．から3．のほか、委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき
- なお、委託会社は、2．から4．に定める日の申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における申込みについては受け付けることができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

100口の整数倍で販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

M A X I S 専用サイト <https://maxis.mukam.jp/>

申込手数料

販売会社が定める額

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

取得申込みの受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付け

た取得申込みの受付を取り消すことができます。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

< 訂正後 >

申込みの受付

原則、取得申込受付日の午後４時までに受け付けた取得申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該取得申込受付日の申込みとします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ただし、以下に定める日には取得申込みができません。

- １．ＮＡＳＤＡＱの休業日
- ２．計算期間終了日の４営業日前から起算して３営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の５営業日前から起算して４営業日以内）
- ３．この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前５営業日間
- ４．１．から３．のほか、委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

なお、委託会社は、２．から４．に定める日の申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における申込みについては受け付けることができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

100口の整数倍で販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

MAXIS専用サイト <https://maxis.mukam.jp/>

申込手数料

販売会社が定める額

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

取得申込みの受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、

信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受け付けを中止することがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

< 訂正前 >

解約の受付

受益者は、自己に帰属する受益権につき解約の請求ができます。原則、解約請求受付日の午後4時までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該解約請求受付日の請求とします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ただし、以下に定める日には解約請求ができません。

- 1．N A S D A Qの休業日
- 2．計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の6営業日前から起算して6営業日以内）
- 3．この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
- 4．1．から3．のほか、委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

なお、委託会社は、2．から4．に定める日の解約請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における解約請求については受け付けることができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

100口の整数倍で販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

解約手数料

販売会社が定める額

解約手数料は販売会社にご確認ください。

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

買取り

販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の2営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。
受益権の買取価額は、買取請求の受付日の翌営業日の基準価額とします。
販売会社は、受益権の買取りを行うときは、販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。
受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行った当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受け付けたものとします。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

<訂正後>

解約の受付

受益者は、自己に帰属する受益権につき解約の請求ができます。原則、解約請求受付日の午後4時までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該解約請求受付日の請求とします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ただし、以下に定める日には解約請求ができません。

1. NASDAQの休業日
2. 計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内）
3. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
4. 1. から3. のほか、委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

なお、委託会社は、2. から4. に定める日の解約請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における解約請求については受け付けることができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

100口の整数倍で販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

解約手数料

販売会社が定める額

解約手数料は販売会社にご確認ください。

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

買取り

販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の2営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

受益権の買取り価額は、買取り請求の受付日の翌営業日の基準価額とします。

販売会社は、受益権の買取りを行うときは、販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行った当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受け付けたものとします。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

第３【ファンドの経理状況】

- １ 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- ２ 当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、当期（令和３年12月９日から令和４年６月８日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【MAXISナスダック１００上場投信（為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）		
	第2期 [令和 3年12月 8日現在]	第3期 [令和 4年 6月 8日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,542,688	12,415,473
親投資信託受益証券	5,851,031,832	7,088,058,469
派生商品評価勘定	9,543,710	-
未収入金	141,680	129,000
流動資産合計	5,866,259,910	7,100,602,942
資産合計	5,866,259,910	7,100,602,942
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	65,226	246,204,441
未払金	-	533,036
未払収益分配金	4,746,000	15,805,966
未払受託者報酬	524,670	1,292,024
未払委託者報酬	2,973,067	7,321,367
未払利息	3	15
その他未払費用	1,612,553	3,268,782
流動負債合計	9,921,519	274,425,631
負債合計	9,921,519	274,425,631
純資産の部		
元本等		
元本	4,746,000,000	7,184,530,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,110,338,391	358,352,689
（分配準備積立金）	6,051	226,032
元本等合計	5,856,338,391	6,826,177,311
純資産合計	5,856,338,391	6,826,177,311
負債純資産合計	5,866,259,910	7,100,602,942

（２）【損益及び剰余金計算書】

	第2期 自 令和 3年 6月 9日 至 令和 3年12月 8日	第3期 自 令和 3年12月 9日 至 令和 4年 6月 8日
営業収益		
受取利息	30	30
有価証券売買等損益	723,035,405	503,583,363
為替差損益	129,964,289	1,282,396,579
営業収益合計	593,071,146	1,785,979,912
営業費用		
支払利息	3,112	9,993
受託者報酬	524,670	1,292,024
委託者報酬	2,973,067	7,321,367
その他費用	1,663,401	3,355,881
営業費用合計	5,164,250	11,979,265
営業利益又は営業損失（ ）	587,906,896	1,797,959,177
経常利益又は経常損失（ ）	587,906,896	1,797,959,177
当期純利益又は当期純損失（ ）	587,906,896	1,797,959,177
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	85,250,895	1,110,338,391
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,200,127,500	1,142,608,200
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,200,127,500	1,142,608,200
剰余金減少額又は欠損金増加額	758,200,900	797,534,137
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	758,200,900	797,534,137
分配金	4,746,000	15,805,966
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,110,338,391	358,352,689

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
３．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第2期 [令和 3年12月 8日現在]	第3期 [令和 4年 6月 8日現在]
１． 期首元本額	1,910,000,000円	4,746,000,000円
期中追加設定元本額	7,785,000,000円	23,893,000,000円

	第2期 [令和 3年12月 8日現在]	第3期 [令和 4年 6月 8日現在]
期中一部解約元本額	4,949,000,000円	21,454,470,000円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	—円	358,352,689円
3. 受益権の総数	474,600口	718,453口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期 自 令和 3年 6月 9日 至 令和 3年12月 8日	第3期 自 令和 3年12月 9日 至 令和 4年 6月 8日																																																																		
1.その他費用 上場費用および商標使用料等を含んでおります。	1.その他費用 上場費用および商標使用料等を含んでおります。																																																																		
2.分配金の計算過程	2.分配金の計算過程																																																																		
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>当期配当等収益額</td><td>A</td><td>3,082円</td></tr><tr><td>親ファンドの配当等収益額</td><td>B</td><td>9,912,805円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>C</td><td>3,466円</td></tr><tr><td>配当等収益合計額</td><td>D=A+B+C</td><td>9,913,189円</td></tr><tr><td>経費</td><td>E</td><td>5,161,138円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>F=D-E</td><td>4,752,051円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>G</td><td>4,746,000円</td></tr><tr><td>次期繰越金(分配準備積立金)</td><td>H=F-G</td><td>6,051円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>I</td><td>474,600口</td></tr><tr><td>1口当たり分配金額</td><td>J=G/I</td><td>10円</td></tr></table>	項目			当期配当等収益額	A	3,082円	親ファンドの配当等収益額	B	9,912,805円	分配準備積立金額	C	3,466円	配当等収益合計額	D=A+B+C	9,913,189円	経費	E	5,161,138円	当ファンドの分配対象収益額	F=D-E	4,752,051円	収益分配金金額	G	4,746,000円	次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	6,051円	当ファンドの期末残存口数	I	474,600口	1口当たり分配金額	J=G/I	10円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>当期配当等収益額</td><td>A</td><td>9,963円</td></tr><tr><td>親ファンドの配当等収益額</td><td>B</td><td>28,005,182円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>C</td><td>6,051円</td></tr><tr><td>配当等収益合計額</td><td>D=A+B+C</td><td>28,001,270円</td></tr><tr><td>経費</td><td>E</td><td>11,969,272円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>F=D-E</td><td>16,031,998円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>G</td><td>15,805,966円</td></tr><tr><td>次期繰越金(分配準備積立金)</td><td>H=F-G</td><td>226,032円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>I</td><td>718,453口</td></tr><tr><td>1口当たり分配金額</td><td>J=G/I</td><td>22円</td></tr></table>	項目			当期配当等収益額	A	9,963円	親ファンドの配当等収益額	B	28,005,182円	分配準備積立金額	C	6,051円	配当等収益合計額	D=A+B+C	28,001,270円	経費	E	11,969,272円	当ファンドの分配対象収益額	F=D-E	16,031,998円	収益分配金金額	G	15,805,966円	次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	226,032円	当ファンドの期末残存口数	I	718,453口	1口当たり分配金額	J=G/I	22円
項目																																																																			
当期配当等収益額	A	3,082円																																																																	
親ファンドの配当等収益額	B	9,912,805円																																																																	
分配準備積立金額	C	3,466円																																																																	
配当等収益合計額	D=A+B+C	9,913,189円																																																																	
経費	E	5,161,138円																																																																	
当ファンドの分配対象収益額	F=D-E	4,752,051円																																																																	
収益分配金金額	G	4,746,000円																																																																	
次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	6,051円																																																																	
当ファンドの期末残存口数	I	474,600口																																																																	
1口当たり分配金額	J=G/I	10円																																																																	
項目																																																																			
当期配当等収益額	A	9,963円																																																																	
親ファンドの配当等収益額	B	28,005,182円																																																																	
分配準備積立金額	C	6,051円																																																																	
配当等収益合計額	D=A+B+C	28,001,270円																																																																	
経費	E	11,969,272円																																																																	
当ファンドの分配対象収益額	F=D-E	16,031,998円																																																																	
収益分配金金額	G	15,805,966円																																																																	
次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	226,032円																																																																	
当ファンドの期末残存口数	I	718,453口																																																																	
1口当たり分配金額	J=G/I	22円																																																																	

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第2期 自 令和 3年 6月 9日 至 令和 3年12月 8日	第3期 自 令和 3年12月 9日 至 令和 4年 6月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

区分	第2期 自 令和 3年 6月 9日 至 令和 3年12月 8日	第3期 自 令和 3年12月 9日 至 令和 4年 6月 8日
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第2期 [令和 3年12月 8日現在]	第3期 [令和 4年 6月 8日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	第2期 [令和 3年12月 8日現在]	第3期 [令和 4年 6月 8日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 [令和 3年12月 8日現在]	第3期 [令和 4年 6月 8日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	451,356,796	92,602,691
合計	451,356,796	92,602,691

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第2期 [令和 3年12月 8日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	5,869,792,595	—	5,860,314,111	9,478,484
合計		5,869,792,595	—	5,860,314,111	9,478,484

第3期 [令和 4年 6月 8日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	6,799,803,317	—	7,046,007,758	246,204,441
合計		6,799,803,317	—	7,046,007,758	246,204,441

（注）時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- （イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- （ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

２ 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第2期 [令和 3年12月 8日現在]	第3期 [令和 4年 6月 8日現在]
1口当たり純資産額	12,340円	9,501円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	N A S D A Q 1 0 0 インデックスマザーファンド	5,646,505,592	7,088,058,469	
合計		5,646,505,592	7,088,058,469	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
 なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

N A S D A Q 1 0 0 インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
[令和 4年 6月 8日現在]	
資産の部	
流動資産	
預金	1,464,400,868
コール・ローン	69,328,126
株式	66,426,692,448
派生商品評価勘定	75,528,480
未収配当金	50,782,935
差入委託証拠金	316,853,335
流動資産合計	68,403,586,192
資産合計	68,403,586,192
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,452,221
未払解約金	169,771,891
未払利息	88
流動負債合計	171,224,200
負債合計	171,224,200
純資産の部	
元本等	
元本	54,354,786,681
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	13,877,575,311
元本等合計	68,232,361,992
純資産合計	68,232,361,992
負債純資産合計	68,403,586,192

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 4年 6月 8日現在]
1. 期首	令和 3年12月 9日
期首元本額	39,182,926,447円
期中追加設定元本額	36,279,824,143円
期中一部解約元本額	21,107,963,909円
元本の内訳	
MAXISナスダック100上場投信	12,619,561,127円
MAXISナスダック100上場投信（為替ヘッジあり）	5,646,505,592円
eMAXIS NASDAQ100インデックス	36,088,719,962円
合計	54,354,786,681円
2. 受益権の総数	54,354,786,681口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3年12月 9日 至 令和 4年 6月 8日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4年 6月 8日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 4年 6月 8日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	6,120,723,199
合計	6,120,723,199

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

[令和 4年 6月 8日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	1,681,189,994	—	1,755,742,887	74,552,893
	合計	1,681,189,994	—	1,755,742,887	74,552,893

（注）時価の算定方法

- 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

３ 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

通貨関連

[令和 4年 6月 8日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	146,536,689	—	147,013,323	476,634
合計		146,536,689	—	147,013,323	476,634

（注）時価の算定方法

１ 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

２ 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 4年 6月 8日現在]
1口当たり純資産額	1.2553円
(1万口当たり純資産額)	(12,553円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

（単位：円）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	

アメリカドル	FASTENAL CO	24,408	54.96	1,341,463.68	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	29,175	197.62	5,765,563.50	
	PACCAR INC	14,727	88.98	1,310,408.46	
	CINTAS CORP	4,413	403.60	1,781,086.80	
	COPART INC	10,035	116.50	1,169,077.50	
	VERISK ANALYTICS INC	6,829	175.45	1,198,148.05	
	CSX CORP	93,308	32.56	3,038,108.48	
	OLD DOMINION FREIGHT LINE	4,869	267.04	1,300,217.76	
	LUCID GROUP INC	70,176	18.96	1,330,536.96	
	TESLA INC	26,500	716.66	18,991,490.00	
	LULULEMON ATHLETICA INC	5,249	306.19	1,607,191.31	
	AIRBNB INC-CLASS A	15,790	122.90	1,940,591.00	
	BOOKING HOLDINGS INC	1,739	2,326.73	4,046,183.47	
	MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	13,882	177.18	2,459,612.76	
	STARBUCKS CORP	48,935	79.47	3,888,864.45	
	ACTIVISION BLIZZARD INC	33,149	78.03	2,586,616.47	
	ALPHABET INC-CL A	7,712	2,342.99	18,069,138.88	
	ALPHABET INC-CL C	8,093	2,344.59	18,974,766.87	
	BAIDU INC - SPON ADR	10,267	150.58	1,546,004.86	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	7,349	482.55	3,546,259.95	
	COMCAST CORP-CLASS A	192,445	42.63	8,203,930.35	
	ELECTRONIC ARTS INC	11,963	140.97	1,686,424.11	
	MATCH GROUP INC	12,008	84.30	1,012,274.40	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	88,657	195.65	17,345,742.05	
	NETEASE INC-ADR	8,811	103.50	911,938.50	
	NETFLIX INC	18,887	198.61	3,751,147.07	
	SIRIUS XM HOLDINGS INC	166,673	6.29	1,048,373.17	
	AMAZON.COM INC	260,940	123.00	32,095,620.00	
	DOLLAR TREE INC	9,569	161.94	1,549,603.86	
	EBAY INC	24,875	47.51	1,181,811.25	
	JD.COM INC-ADR	25,306	61.74	1,562,392.44	
	MERCADOLIBRE INC	2,145	824.68	1,768,938.60	
	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	2,833	634.84	1,798,501.72	
	PINDUODUO INC-ADR	18,738	59.19	1,109,102.22	
	ROSS STORES INC	14,981	80.51	1,206,120.31	
	COSTCO WHOLESALE CORP	18,864	471.78	8,899,657.92	
	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	36,724	43.00	1,579,132.00	
	KEURIG DR PEPPER INC	60,330	36.41	2,196,615.30	
	KRAFT HEINZ CO/THE	52,059	37.08	1,930,347.72	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	59,061	63.24	3,735,017.64	
	MONSTER BEVERAGE CORP	22,519	90.85	2,045,851.15	
	PEPSICO INC	58,853	166.56	9,802,555.68	

ALIGN TECHNOLOGY INC	3,317	273.51	907,232.67
DEXCOM INC	4,108	308.40	1,266,907.20
IDEXX LABORATORIES INC	3,577	376.79	1,347,777.83
INTUITIVE SURGICAL INC	15,219	221.95	3,377,857.05
AMGEN INC	23,696	246.41	5,838,931.36
ASTRAZENECA PLC-SPONS ADR	24,268	65.58	1,591,495.44
BIOGEN INC	6,229	201.08	1,252,527.32
GILEAD SCIENCES INC	53,341	62.54	3,335,946.14
ILLUMINA INC	6,679	233.07	1,556,674.53
MODERNA INC	17,139	145.34	2,490,982.26
REGENERON PHARMACEUTICALS	4,540	613.98	2,787,469.20
SEAGEN INC	7,757	144.36	1,119,800.52
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	10,830	271.86	2,944,243.80
ADOBE INC	20,094	433.42	8,709,141.48
ANSYS INC	3,675	263.26	967,480.50
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	5,964	200.85	1,197,869.40
AUTODESK INC	9,358	207.17	1,938,696.86
AUTOMATIC DATA PROCESSING	17,869	222.28	3,971,921.32
CADENCE DESIGN SYS INC	11,798	162.27	1,914,461.46
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	22,314	74.09	1,653,244.26
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	8,846	176.68	1,562,911.28
DATADOG INC - CLASS A	11,166	108.06	1,206,597.96
DOCUSIGN INC	8,550	87.74	750,177.00
FISERV INC	27,745	101.24	2,808,903.80
FORTINET INC	6,841	305.38	2,089,104.58
INTUIT INC	12,046	416.65	5,018,965.90
MICROSOFT CORP	192,230	272.50	52,382,675.00
OKTA INC	6,454	99.74	643,721.96
PALO ALTO NETWORKS INC	4,190	527.00	2,208,130.00
PAYCHEX INC	15,347	126.75	1,945,232.25
PAYPAL HOLDINGS INC	49,560	88.59	4,390,520.40
SPLUNK INC	6,754	109.85	741,926.90
SYNOPSYS INC	6,513	329.53	2,146,228.89
VERISIGN INC	4,627	179.08	828,603.16
WORKDAY INC-CLASS A	8,312	159.25	1,323,686.00
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	10,241	115.04	1,178,124.64
ZSCALER INC	5,905	162.81	961,393.05
APPLE INC	418,452	148.71	62,227,996.92
CISCO SYSTEMS INC	176,721	45.57	8,053,175.97
T-MOBILE US INC	53,146	138.59	7,365,504.14
AMERICAN ELECTRIC POWER	21,450	102.43	2,197,123.50
CONSTELLATION ENERGY	13,730	66.55	913,731.50

EXELON CORP	41,696	49.05	2,045,188.80	
XCEL ENERGY INC	23,151	75.58	1,749,752.58	
ADVANCED MICRO DEVICES	69,229	105.28	7,288,429.12	
ANALOG DEVICES INC	22,262	166.95	3,716,640.90	
APPLIED MATERIALS INC	37,580	115.67	4,346,878.60	
ASML HOLDING NV-NY REG SHS	3,527	577.01	2,035,114.27	
BROADCOM INC	17,425	572.99	9,984,350.75	
INTEL CORP	173,226	43.53	7,540,527.78	
KLA CORP	6,412	367.22	2,354,614.64	
LAM RESEARCH CORP	5,934	523.44	3,106,092.96	
MARVELL TECHNOLOGY INC	35,896	61.02	2,190,373.92	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	23,652	70.68	1,671,723.36	
MICRON TECHNOLOGY INC	47,636	70.76	3,370,723.36	
NVIDIA CORP	90,214	189.26	17,073,901.64	
NXP SEMICONDUCTORS NV	11,169	181.83	2,030,859.27	
QUALCOMM INC	47,943	141.89	6,802,632.27	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	6,949	108.64	754,939.36	
TEXAS INSTRUMENTS INC	39,288	169.85	6,673,066.80	
アメリカドル 小計	3,647,633		500,163,334.45 (66,426,692,448)	
合 計	3,647,633		66,426,692,448 (66,426,692,448)	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 102銘柄	100.00%	100.00%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】

【ＭＡＸＩＳナスダック１００上場投信（為替ヘッジあり）】

【純資産額計算書】

令和 ４年 ６月30日現在

（単位：円）

資産総額	5,867,696,773
負債総額	418,014,139
純資産総額（ - ）	5,449,682,634
発行済口数	629,453口
1口当たり純資産価額（ / ）	8,658

（参考）

ＮＡＳＤＡＱ１００インデックスマザーファンド

純資産額計算書

令和 ４年 ６月30日現在

（単位：円）

資産総額	64,497,278,520
負債総額	367,128,444
純資産総額（ - ）	64,130,150,076
発行済口数	54,105,633,102口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.1853
（10,000口当たり）	（11,853）

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

< 更新後 >

（１）資本金の額等

2022年6月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

< 更新後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年 6月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	904	19,365,803
追加型公社債投資信託	16	1,403,852
単位型株式投資信託	93	425,414
単位型公社債投資信託	52	160,162
合 計	1,065	21,355,231

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

< 更新後 >

（１）受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額：324,279百万円（2022年 3 月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名称	資本金の額 (2022年 3 月末現在)	事業の内容
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
みずほ証券株式会社	125,167 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ソシエテ・ジェネラル証券株式会社	35,765 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大和証券株式会社	100,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
フィリップ証券株式会社	950 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

S M B C 日興証券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
バークレイズ証券株式会社	32,945 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
B N P パリバ証券株式会社	102,025 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	5,505 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社	62,149 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

3【資本関係】

< 訂正前 >

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2021年12月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

< 訂正後 >

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2022年6月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

独立監査人の監査報告書

令和４年８月24日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているM A X I S ナスダック１００上場投信（為替ヘッジあり）の令和３年12月９日から令和４年６月８日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、M A X I S ナスダック１００上場投信（為替ヘッジあり）の令和４年６月８日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。